

○金融庁告示第 号
厚生労働省

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）及び労働金庫法施行規則及び労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令（令和三年内閣府令第 号）の施行に伴い、労働金庫法第五十八条の三第八項及び第五十条の五第七項の規定並びに労働金庫法施行規則第四十五条第十四項ただし書、第五十一条第一項第一号及び第二項第二号の規定に基づき従属業務を営む会社が労働金庫若しくは労働金庫連合会又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかについて金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成十四年金融庁告示第四号）は、令和三年十一月二十一日限り、廃止する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

厚生労働大臣 後藤 茂之